

交通課だより

No. 7

令和8年7月
平戸警察署
交通課
Tel 0950-22-3110

～平戸市にお住まいの皆様へ～

※交通規制（最高速度50キロ毎時）の検討※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

つきまして、下記図面のとおり、平戸大橋入口交差点から田平町一関免所在の北松やまびこロード入口となる三差路交差点までの区間（約3.0km）について、**最高速度50キロ毎時**の交通規制の実施を検討しています。

交通規制実施の理由としましては、

- ・平戸IC開通に伴い、交通量が増加していること
- ・道路沿線に民家・学校等の建物が複数認められ、速度を抑制する必要があること

などの理由からです。

交通規制の実施について、ご理解ご了承をお願い申し上げます。

実施時期については、令和9年度を予定しております。（詳細未定）

交通規制実施箇所見取図



最高速度の交通規制は、あくまで同区間における最高速度を制限したものであり、それ以下の速度で走行することを否定するものではありません。

上記区間は小中学生の通行も認められますので、同区間を走行される際は、道路状況や天候、歩行者の有無などに即した安全な速度での走行をお願いします。

交通規制に関するご意見・ご要望等は
平戸警察署交通課 Tel 0950-22-3110（内線415ほか）
にお知らせください。